

議案第 5 3 号

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 2 年日出町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（印鑑登録証明書の交付申請及び交付の特例）

第 1 2 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用し、多機能端末機（本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等を交付する機能その他の機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 1 5 年総務省令第 1 2 0 号）第 4 2 条第 2 項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を

受けることができる。

第 1 4 条第 1 号中「印鑑登録証」を「第 1 1 条に規定する申請において印鑑登録証」に改め、同条第 2 号中「提出された」を「第 1 1 条の規定により提出された」に改め、「印鑑登録証」の次に「又は第 1 2 条の 2 の規定により利用する個人番号カード」を加え、「損傷」を「毀損」に改め、「、登録番号等の」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 2 7 日から施行する。

理 由

コンビニエンスストア等の多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能とするため、条例を改正したので提出する。